

第 2 0 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、審査請求に係る一部公開決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を公開とした決定は妥当でないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成26年 7月18日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成25年度体育館指定管理者公募（平成26年度からの管理）にかかる〇〇スポーツセンター（以下「本件施設」という。）の〇〇〇共同事業体（以下「本件共同事業体」という。）のプレゼンテーション用配布資料

2 平成26年 7月31日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設に係る第 2次審査時配布資料（平成25年度公募時のもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である本件共同事業体に関する情報が記載されていたことから、本件共同事業体の代表企業である審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 平成26年 8月11日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 同月29日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書には、個人の顔写真が掲載されており、この情報は、個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、非公開とする。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件行政文書には、生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報、経理・労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報及び社会

的評価に関する情報等が含まれており、公にすることにより、法人に明らかに不利益を与えると認められるものについては、非公開とする。

(3) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

本件行政文書には、発言した委員の氏名や提案事業者の名称等、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、今後の当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、非公開とする。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 9月26日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

公にすることにより事業運営に支障をきたすと思われる審査請求人の内部管理に関する情報等を記載した部分及び個人の顔写真等個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報を除き、本件行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

6 同月11日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

7 同月24日、実施機関は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

受託を受けていないにもかかわらず、本件共同事業体のノウハウは公開出来ない為。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、本市は、必要と認める場合に全部又は一部を公表する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」に基づき、「体育館指定管理者募集要項（平成25年 4月25日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同年 5月 8日開催の応募者説明会においても、当該書類を提出した事業者が指定管理者として選定されたかどうかにかかわらず情報公開請求の対象となる旨を口頭説明し、周知している。

2 本件行政文書と事業計画書の関係について

指定管理者の公募の際に、第 1次審査において、審査請求人から本件施設に係る事業計画書（以下「本件事業計画書」という。）が提出され、さらに、本件行政文書が第 2次審査時に提出されている。

本件事業計画書については、既に別の公開請求に対して一部公開決定を行っている。

本件行政文書の提出にあたっては、第 2次審査実施通知書において「配布資料に記載する内容は、本件事業計画書として既に提出された事項のみとします。」と説明しており、実際、本件行政文書は、審査請求人が提出した本件事業計画書の内容を抜粋又は踏襲したものである。このため、本件行政文書についても本件事業計画書と同様に非公開とする部分を判断し、一部公開決定を行っている。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 具体的な取組みや提案内容が記載されているものではなく、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 施設名と指定期間、指定管理者名については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）上、指定管理者の指定は議会の議決を経なければならないとされているため、公にされている情報である。

(3) 本市の「名古屋市スポーツ推進計画」に基づき作成された記載及び本件施設に対する評価についての記載は、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

第 5 審査会の判断

1 争点

別表に掲げる「本件情報」が、条例第 7 条第 1 項 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成26年 4月 1日から平成30年 3月 31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、審査請求人を代表企業とする本件共同事業体から第 2 次審査時の配布資料として提出されたものである。上記第 4 の 2 のとおり、本件行政文書には、先に提出された本件事業計画書に提案内容として記載されている事項以外の内容を記載することはできないことから、本件行政文書の記載事項は本件事業計画書の概要をまとめたものであると認められる。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者として選定を受けるために第 2 次審査時に提出した本件行政文書に記載されており、本件共同事業体における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する本件事業計画書の概要をまとめたものであることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、本件共同事業体に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の2第1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとして規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱（平成18年10月1日施行）においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、本市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

ア 本件において公開請求の対象となっているのは、指定管理者に選定されなかった企業の提出書類であり、実際の指定管理施設の管理運営に係る情報が記載されているわけではない。

イ したがって、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいとは認められない。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件行政文書は、本件共同事業体が本件施設の指定管理者に選定されるために提出した本件事業計画書の概要をまとめた第2次審査時の配布資料であり、通常、専門的知識を活用した応募者の創意工夫が盛り込まれていることから、当該配布資料が公になり社会に流通していくことにより、実践されることのないまま他者に模倣されるおそれがある。また、本件情報は非選定者に関する情報であり、公にすることにより当該非選定者の社会的評価の低下を惹き起こす可能性が否めない。

非選定者としては他者に模倣されることなく、また、社会的評価を低下させることなく、今後自らが他施設の指定管理者の申請等において活用することへの期待が大きいといえる。

イ また、本件募集要項において、選定された事業者の提出書類については名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第2条第1号に定める個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されているものの、選定されなかった事業者の提出書類については記載がない。本件行政文書が本件募集要項を前提に作成及び提出されていることからすると、選定されない場合には非公開とされる前提で作成された文書であったと認められるため、本件情報が非公開とされることへの期待は大きいといえる。

ウ したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益は大きいと認められる。

(6) したがって、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が本件情報を公開することによる公益より大きいと認められるため、原則として、本件情報は、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるといえ、条例第7条第1項第2号に該当すると認められる。

(7) しかしながら、本件情報のうち、既に公知となっている情報については、本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益が認められず、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとはいえないため、これについて判断する。

ア 本件情報①について

(ア) 本件情報①は、配布資料の表紙となる部分であり、資料名、第2次審査の実施日、本件共同事業体の名称及び本件施設の外観写真が掲載されたものである。

(イ) 当該資料名は記載されることが通常想定される情報であり、また、第2次審査の実施日及び本件共同事業体の名称については、指定管理者候補者の公募選定結果として本市公式ウェブサイト公表されていることから、既に公知となっている。さらに、本件施設は本市の所有する施設であり、その外観写真は審査請求人の情報ではない。

(ウ) したがって、本件情報①は、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

イ 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、構成団体の組織図及び類似施設の運営実績が記載されたものである。

(イ) このうち、標題は、具体的な取組みや独自の提案内容ではなく、一般的な内容が記載されているにとどまる。

(ウ) また、類似施設の運営実績については、指定管理者の指定は、法第244条の2第6項により、議会の議決を経なければならないとされており、施設名及び指定管理者名は既に公知となっている。

(エ) したがって、本件情報②のうち、標題及び類似施設の運営実績については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えらるゝとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

ウ 本件情報③について

(ア) 本件情報③は、構成団体における役割分担、審査請求人の業務履行体制及び従業員の雇用方針が記載されたものである。

(イ) このうち、標題部分は、具体的な取組みや独自の提案内容ではなく、一般的な内容が記載されているにとどまる。

(ウ) また、業務履行体制については、本件募集要項に記載された内容又はそれらと同等の内容であり、既に公知となっている。

(エ) したがって、本件情報③のうち、標題及び審査請求人の業務履行体制については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えらるゝとは認められず、条例第7条第1項第2号に該当しないと認められる。

エ 本件情報④及び本件情報⑤について

(ア) 本件情報④及び本件情報⑤は、本市の施策に関する記述並びに施設管理運営の理念及び基本方針について記載されたものである。

(イ) このうち、本件情報④及び本件情報⑤の理念が記載された部分は、

本市が平成25年 3月に策定した「名古屋市スポーツ推進計画」に沿った記述がされており、公表されている当該計画を記載しているに過ぎない。

(ウ) また、本件情報⑤の標題は、具体的な取組みや独自の提案内容ではなく、一般的な内容が記載されているにとどまる。

(エ) したがって、本件情報④並びに本件情報⑤の標題及び理念が記載された部分については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

オ 本件情報⑧について

(ア) 本件情報⑧は、本件募集要項において事業計画書に記載を求められている基本方針を実施するための目標について記載されたものである。

(イ) このうち、標題は、基本方針を実施するための目標について述べるにあたり、記載されることが通常想定される情報である。

(ウ) したがって、本件情報⑧のうち、標題については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7条第 1項第 2号に該当しないと認められる。

カ 本件情報⑨について

(ア) 本件情報⑨は配布資料の最終頁下段であり、お礼の言葉、第 2次審査の実施日及び本件共同事業体の名称が記載されたものである。

(イ) このうち、お礼の言葉はプレゼンテーションを行うにあたり、記載されることが通常想定される情報である。また、第 2次審査の実施日及び本件共同事業体の名称は既に公知となっている。

(ウ) したがって、本件情報⑨については、公にすることにより本件共同事業体に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 9月24日	諮問書の受理
9月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月28日	実施機関の弁明意見書を受理
平成27年 1月21日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
2月18日	審査請求人の意見陳述申出書を受理 反論意見書については提出せず、口頭意見陳述も希望しない旨確認
平成30年 3月16日 (第 6回 第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第 7回 第 2小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 2小委員会)	調査審議
7月25日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子

別表

本件情報が記載された資料の名称	本件情報	非公開とすべき情報
配布資料の表紙（1 頁上段）	資料名、第 2 次審査の実施日、本件共同事業体の名称及び本件施設外観写真（以下「本件情報①」という。）	
本件共同事業体について（1 頁下段）	標題、構成団体の組織図及び類似施設の運営実績（以下「本件情報②」という。）	構成団体の組織図を記載した部分
業務履行体制（2 頁上段）	標題、構成団体における役割分担、業務履行体制及び従業員の雇用方針（以下「本件情報③」という。）	構成団体における役割分担表及び従業員の雇用方針について記載した部分
名古屋市スポーツ推進計画（2 頁下段）	標題、「名古屋市スポーツ推進計画」に関する基本理念及び目標（以下「本件情報④」という。）	
理念と基本方針（3 頁上段）	標題、管理運営の理念及び基本方針（以下「本件情報⑤」という。）	基本方針について記載した部分
現状分析（3 頁下段）	標題並びに施設の管理運営に関する課題及び現状（以下「本件情報⑥」という。）	全て
改善策（4 頁上段～10 頁上段）	標題並びに本件施設の課題及び改善策（以下「本件情報⑦」という。）	全て
目標について（10 頁下段～11 頁上段）	標題及び基本方針を実施するための目標（以下「本件情報⑧」という。）	基本方針を実施するための目標について記載した部分
お礼（11 頁下段）	お礼の言葉、第 2 次審査の実施日及び本件共同事業体の名称（以下「本件情報⑨」という。）	